

(別記様式1)

特定間伐等促進計画

千葉県 東金市

令和5年12月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の県下の特定間伐等の実施の促進の目標として、15,400ha（年平均1,540ha）の間伐等の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和5年度から令和12年度までの8カ年間で155ha（年平均19ha）の間伐を行うことを、東金市特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再生林を含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1) 国土地理院1/25000地形図相当又は1/5000森林基本図の図面に図示する。

注2) 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけでなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐

事業 実施主体	事業 実施 年度	所在場所				間伐の内容							対図番 号 又は 林小班 名	交付 金 希望	備 考	
		都道府県	市町村 (郡)	字(大字) 又は 林班	地 番 又は 林小班	面積	樹種 又は 林相	林齢	立木 材積	適用	間伐の 方法	間伐 立木 材積				間伐率 (材積 率)
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	1	い-に	11.38	スギ・ヒノキ	11-100	5,337		定性間伐	1,067	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	2	い-に	3.48	スギ・ヒノキ	11-100	2,203		定性間伐	441	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	3	い-へ	4.86	スギ・ヒノキ	11-100	3,524		定性間伐	705	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	4	い-と	14.94	スギ・ヒノキ	11-100	8,280		定性間伐	1,656	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	5	い-に	6.33	スギ・ヒノキ	11-100	3,658		定性間伐	732	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	6	い-り	16.26	スギ・ヒノキ	11-100	7,872		定性間伐	1,574	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	7	い-へ	12.16	スギ・ヒノキ	11-100	6,537		定性間伐	1,307	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	8	い-に	1.82	スギ・ヒノキ	11-100	1,014		定性間伐	203	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	9	い-ほ	5.10	スギ・ヒノキ	11-100	1,955		定性間伐	391	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	10	い-と	4.10	スギ・ヒノキ	11-100	1,378		定性間伐	276	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	11	い-と	1.79	スギ・ヒノキ	11-100	483		定性間伐	97	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	12	い-ほ	5.52	スギ・ヒノキ	11-100	1,697		定性間伐	339	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	13	い-へ	3.57	スギ・ヒノキ	11-100	1,057		定性間伐	211	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	14	い-ほ	6.14	スギ・ヒノキ	11-100	1,998		定性間伐	400	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	15	い,ろ,に-ち	1.38	スギ・ヒノキ	11-100	827		定性間伐	165	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	16	い-ほ	5.27	スギ・ヒノキ	11-100	2,373		定性間伐	475	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	17	い-ほ	3.50	スギ・ヒノキ	11-100	1,315		定性間伐	263	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	18	い-へ	7.68	スギ・ヒノキ	11-100	4,174		定性間伐	835	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	19	い-へ	7.61	スギ・ヒノキ	11-100	3,441		定性間伐	688	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	20	い-ほ	7.15	スギ・ヒノキ	11-100	2,553		定性間伐	511	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	21	い-に,へ	2.96	スギ・ヒノキ	11-100	1,400		定性間伐	280	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	22	い,は-へ	4.74	スギ・ヒノキ	11-100	2,373		定性間伐	475	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	23	い-へ	3.97	スギ・ヒノキ	11-100	1,634		定性間伐	327	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	24	い-ほ	2.38	スギ・ヒノキ	11-100	962		定性間伐	192	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	25	い-は,ほ,へ	0.87	スギ・ヒノキ	11-100	478		定性間伐	96	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	26	い-へ	1.43	スギ・ヒノキ	11-100	492		定性間伐	98	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	27	い-ほ	4.14	スギ・ヒノキ	11-100	1,523		定性間伐	305	20%			
千葉県森林組合	R5~12	千葉県	東金市	28	い-と	4.07	スギ・ヒノキ	11-100	1,355		定性間伐	271	20%			
						154.60			71,893			14,380				

- ※ 枚数が多くなる場合は、別紙としても可。以下の(2)～(6)も同じ。
- ※ 間伐を実施する森林の現況の適用欄には、保安林の指定及び森林経営計画又は森林施業計画の認定状況を記載する。
- ※ 間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。

(5) その他施設

事業 実施主体	事業 実施 年度	所在場所				施設名	数量	対図番号 又は 林小班名	交付金 希望	備 考
		都道府県	市町村	字(大字) 又は 林班	地 番 又は 林小班					

※ 土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。

(6) 事業実施箇所

(国土地理院1/25000地形図相当の図面又は1/5000森林基本図に図示)
 ・ 特定間伐等促進計画の区域を図示した上で事業実施箇所を図示
 ・ 対図番号又は林小班を標示

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の集約化等の促進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の促進並びに提案型施業の促進に関すること。

森林所有者の森林経営意欲が低位に留まっているため、森林所有者に代わって、意欲と能力のある林業事業者が主体的・継続的に森林経営を行えるよう、森林経営の受委託を促進します。

特に、生産間伐等を実施する区域内にあっては、施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した分かりやすい提案書を提示して働きかける提案型集約化施業を促進します。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の促進に関すること。

市は、森林所有者等に対し、施業の集約化へ向けた説明会の開催、森林情報の提供などの普及啓発活動を行うこととします。

5 路網の整備の促進、間伐等の効率化・低コスト化の促進

(1) 路網の整備の促進に関すること。

作業路網の開設にあたっては、傾斜等の自然条件、木材集材・搬出の作業効率等、地域の特性に応じて、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせた整備を促進します。

また、森林の利用形態や地形・地質に応じて丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を促進します。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで効率的な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

生産性の向上と労働強度を軽減するために、林内路網整備状況、地形及び樹種等に適応した高性能林業機械を導入することにより低コスト作業システムを確立することが重要であるため、低コストで効率的な作業システムの整備・導入の支援に努め、低コスト林業を促進します。

6 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の促進に関すること。

地域産材の利用拡大に向けて、市内の素材生産・製材業者等と協働し、公共建築物をはじめ、民間公共施設、事業所等へ情報提供するなど需要を喚起していきます。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の促進に関すること。

林業事業者、木材製造業者、その他関係者に対して、相互の連携を図ることにより、木材利用の促進及び適切な供給体制の構築に努めます。また、公共建築物等における地域産材の積極的な使用を働きかけ、市民等へPRすることにより長期的な木材需要の拡大に努めます。

7 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等適切に行える現場技能者等及び林業事業者の育成確保に関すること。

森林施業の集約化等を通じて合理化を進め、林業事業者においては、高性能林業機械の導入により、作業の効率化、生産コストの低減が図れるよう支援します。

(2) 林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

森林施業の中核的役割を果たす林業事業者を育成強化するため、作業員の技術・技能の向上を促進するとともに、関係機関の指導を得て、経営指導、技術研修会、講習会等の開催を支援します。

また、林業事業者と行政が一体となり森林整備補助事業制度を活用することにより、森林施業の拡大を図り、事業の計画的・安定的な運営を促進します。